

# 墓地等の設置等に係る紛争で よりよい話し合いをするために

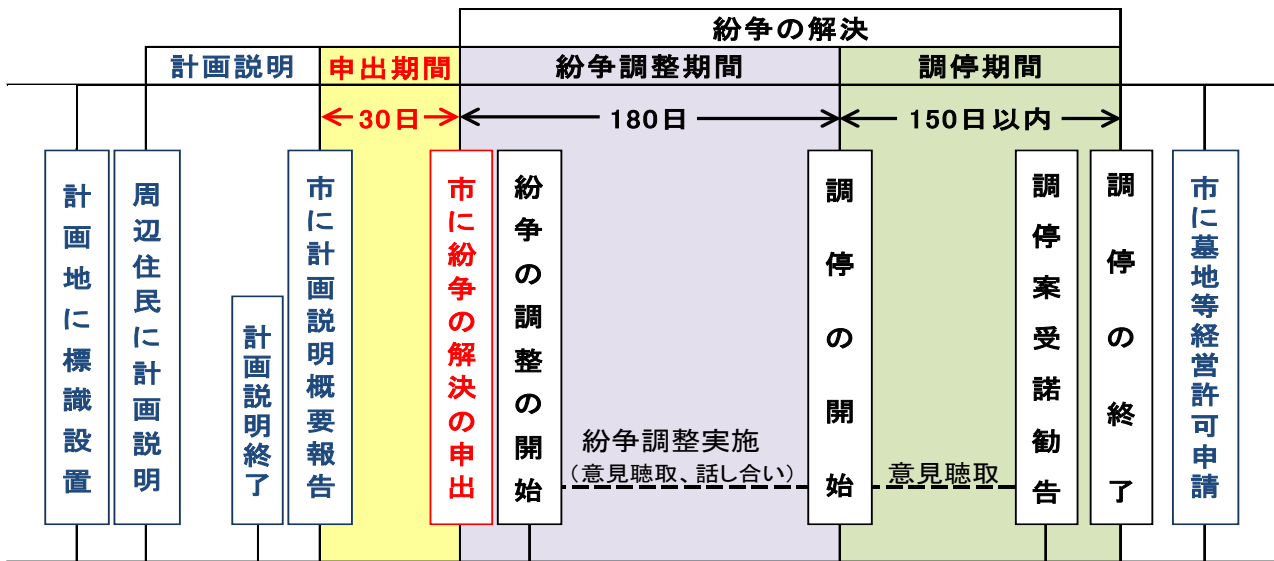
## <はじめに>

皆さんがお住まいの近隣で、墓地等の設置が計画されていることをお知りになったとき、どのような話し合いを進めたらよいのか、また墓地等を経営しようとする者（以下「事業者」という。）がどこまで要望を聞き入れてくれるのかなどでお困りの、周辺住民の方に紛争解決に向けた方法をご案内します。

## <紛争解決の制度>

墓地等の設置等に関する問題は、本来、民事上の問題であり、周辺住民と事業者の当事者間で自主的に解決していただくものですが、当事者間で解決が困難な場合には、行政等が当事者間に入ることにより紛争調整を図り、市民生活における墓地等と周辺環境の調和を図ることを目的として、「横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例」（平成 23 年 9 月 1 日施行）に基づいて、紛争の調整、調停を行う制度を設けています。

### <<紛争調整の流れ>>



この「紛争調整」を担当する職員や「調停」における調停委員の発言・提案には強制力がないことから、周辺住民と事業者がそれぞれ自分の主張のみに固執し、譲歩がなければ紛争の解決は望めません。したがって、紛争の解決の申出を行った場合でも、周辺住民と事業者が相互の立場を尊重して、互譲の精神により紛争を解決するよう努めてください。

## <紛争の解決の申出>

### 1 申出者

紛争の解決の申出は周辺住民しかできません。

※ 周辺住民とは

- ア 墓地等の敷地の境界線から110m以内に住所を有する者
- イ 墓地等の敷地の境界線から110m以内に土地又は建物を所有する者
- ウ アを構成員に含む自治会・町内会

## 2 申出できる期間

事業者から計画説明概要が市長に報告された日（計画説明概要報告書を市に提出した日）の翌日から起算して30日以内です。

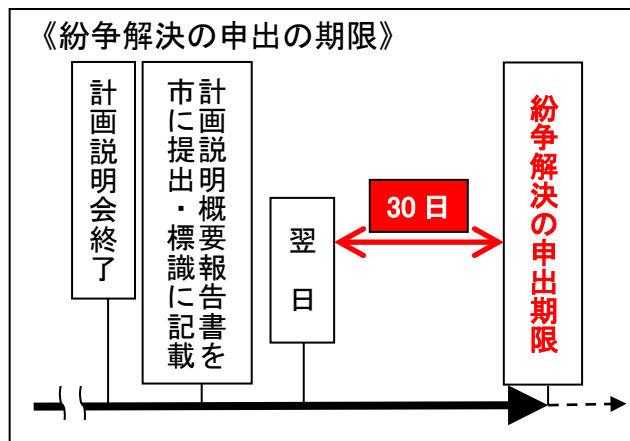
《標識》（墓地等の敷地の道路に接する部分に設置されています。）



第16号様式（第16条第1項）

墓地（納骨堂・火葬場）の設置（変更）計画のお知らせ			
墓地・納骨堂・火葬場	名称		
	所在地		
	区域（敷地）	(1)面積	㎡ (2)地目
	公益事業の有無（墓地又は納骨堂の場合）	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
墓地等の概要	墳墓の数の区分	<input type="checkbox"/> 埋葬	<input type="checkbox"/> 埋蔵 <input type="checkbox"/> 埋葬及び埋蔵（内訳）
	構造	造	階建
	建築面積	㎡（延べ面積）	㎡
	施設概要		
経営者	事務所の所在地		
	名称 代表者の氏名		
	標識設置年月日	年	月 日
	標識設置年月日	年	月 日
次の事項については、計画説明概要報告書提出後に記載します。			
計画説明概要報告書提出年月日	年	月	日
紛争の解決の申出の期限	年	月	日
次の事項については、墓地等経営（変更）許可後に記載します。			
許可年月日	年	月	日
工事着手予定年月日	年	月	日
工事完了予定年月日	年	月	日
この標識は、横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例に基づき設置したものです。この計画についてのお問い合わせ先は、次のとおりです。			
事務所の所在地			
名称	電話	( )	
担当者の名称			

(縦90センチメートル以上、横90センチメートル以上)



また、事業者は報告したその日のうちに、墓地の計画概要が記載された標識に「報告した日」と「紛争解決の申出期限の日」を記載しなければなりません。

標識の「計画説明概要報告書提出年月日」欄に「報告した日」が、「紛争の解決の申出の期限」欄に「紛争解決の申出期限の日」が記載されます。

## 3 申出できる事項

ア 墓地等についての公衆衛生その他公共の福祉の見地から考慮すべき事項（墓地等の設置等に係る財務の状況に関する事項を除く）〈例：お供物の処理などの衛生対策や墓地等の管理に関する意見など〉

イ 墓地等の構造設備と周辺環境との調和に関する事項〈例：墓地内における駐車場や緑地の配置計画、交通集中による周辺道路の混雑防止に関する意見など〉

ウ 墓地等の建設工事の方法等に関する事項〈例：工事の騒音対策、振動対策、工事車両の通行、工事時間に関する意見など〉

### ※申出にあたって

申出できる事項は、上記ア、イ、ウに該当する事項となりますのでご注意ください。

## ＜紛争の調整の開始及び期間＞

紛争の解決の申出があったときは、紛争調整開始通知書により当事者双方へ通知します。紛争の調整期間は紛争の解決の申出があった日の翌日から起算して180日間となります。紛争調整期間内に紛争が解決しなかった場合は、紛争調整期間終了日の翌日から調停期間に移行します。

## <紛争の調整>

必要に応じ、周辺住民または事業者に来庁を求め意見をお聴きします。また、必要な資料の提出を求めることがあります。

さらに、周辺住民と事業者に話し合いの場に来ていただき、相談調整課の職員が双方の主張の要点を確認しながら円満に解決できるよう調整を行うことがあります。

### 1 話し合いの場への出席者の範囲

出席者は、原則として周辺住民及び事業者（以下「紛争当事者」という。）に限ります。なお、紛争当事者の中からあらかじめ数人（9人以内）の代表者を選定していただき、意見の調整の進捗状況に応じて、その中から数名（3～5名）出席していただきます。

#### ア 周辺住民

- (ア) 墓地等の敷地の境界線から110m以内に住所を有する者
- (イ) 墓地等の敷地の境界線から110m以内に土地又は建物を所有する者
- (ウ) (ア)を構成員に含む自治会・町内会

#### イ 事業者

#### ウ 市長が相当と認めた紛争当事者の代理人

### 2 日時、場所

場所は市役所会議室を使用します。詳細は別途通知します。

### 3 非公開

紛争の調整は、公正かつ円滑な議事運営を図るため非公開で行います。また、紛争当事者は録音をすることもできません。

#### **※代表者を選定したら**

代表者を選定したときは、代表者選定届出書を市長あて提出してください。また、選定した代表者を変更した場合も、代表者変更届出書を市長あて提出してください。

### 一紛争当事者の心構え一

紛争の調整は感情的な話をする場ではありません。相手を否定する言動は慎み、現実的かつ実現可能な事項について、お互いが自分の権利だけを主張するのではなく、譲り合いの上、合意点を見出すための話し合いの場です。

## <調停>

紛争の調整が期間内に終了しなかった場合には、調停に移行します。調停は、紛争当事者双方の間に墓地等設置紛争調停委員会が入り、紛争の解決を図ります。

調停の期間は、紛争の調整期間が経過した日から起算して150日以内です。その間に調停委員会が専門的、かつ、公平な立場で双方から事情を聴き、委員の考えを示しながら調停の成立に向けて調整しますので、指定された調停期日に必ずご出席ください。

回数は、調停事項や委員の考え方により異なりますが、おおむね4回程度です。出席者の範囲等については、<紛争の調整>の1と3の扱いと同じになります。

また、次の場合は調停終了となります。

- ・墓地等設置紛争調停委員会小委員会（以下「小委員会」という。）の調停案の受諾勧告に対し、指定した期間内に紛争当事者双方から受諾する旨の申出があったとき
- ・小委員会が紛争当事者間に合意が成立する見込みがないと認め、調停を打ち切ったとき
- ・小委員会の調停案の受諾勧告に対し、指定された期間内に紛争当事者双方から受諾する旨の申出がなかったとき

### ■墓地等設置紛争調停委員会

委員会は、法律、都市計画又は環境の保全等に関して学識経験のある委員や紛争調整等の経験を有する委員により構成されています。

### <周辺住民と事業者が合意に達したとき>

周辺住民と事業者が合意に達したときは、後日のトラブル防止のために、文書を取り交わすのがよいでしょう。文書の形式は、周辺住民・事業者・施工業者などが署名押印した「協定書」や「覚書」を取り交わす方法などがあります。

### <周辺住民と事業者が合意に達しなかったとき>

調停の期間内で合意に達することができなかった場合は、紛争当事者でさらに話し合いを続けるか、簡易裁判所の民事調停などを利用した解決に委ねることになります。

### 紛争解決の申出書等の入手方法

健康福祉局相談調整課の窓口で配布しています。また、市のホームページ（墓地等設置紛争調停委員会のページ）からもダウンロードできます。

ダウンロードできる様式は次のとおりです。

- ・紛争解決申出書（第19号様式）
- ・代表者選定届出書（第20号様式）
- ・代表者変更届出書（第21号様式）

### 【横浜市墓地等設置紛争調停委員会のホームページへのアクセス方法】

#### 方法1

「横浜市のホームページ」→ページ右上「サイト内検索」欄に「墓地等設置紛争調停委員会」と入力し「検索」ボタン→「墓地等設置紛争調停委員会」

#### 方法2

「横浜市ホームページ」→「暮らし・総合」→「住まい・暮らし」→「斎場・墓地」→「墓地等設置紛争調停委員会」



— <お問合せ・申出・届出先> —

〒231-0017

横浜市中区港町1-1

関内中央ビル(市庁舎側) 5F

横浜市健康福祉局総務部相談調整課墓地調整担当  
電話 045-671-4211 ・ FAX 045-681-5457

JR 関内駅南口より 徒歩 2分  
市営地下鉄関内駅出口1より 徒歩 3分

平成 31 年 3 月 発行